

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則（平成25年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(補助事業等の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる基準を満たす浄化槽管理者でなければならない。ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に適当と認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の種類</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理対象人員が5人から6人までの浄化槽</td> <td><u>7,000円</u></td> </tr> <tr> <td>処理対象人員が7人から9人までの浄化槽</td> <td><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td>処理対象人員が10人から50人までの浄化槽</td> <td><u>12,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		浄化槽の種類	補助金の額	処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>7,000円</u>	処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>9,000円</u>	処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>12,000円</u>	<p>(補助事業等の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる基準を満たす浄化槽管理者でなければならない。ただし、上下水道事業管理者が特に適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の種類</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理対象人員が5人から6人までの浄化槽</td> <td><u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td>処理対象人員が7人から9人までの浄化槽</td> <td><u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td>処理対象人員が10人から50人までの浄化槽</td> <td><u>17,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		浄化槽の種類	補助金の額	処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>11,000円</u>	処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>14,000円</u>	処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>17,000円</u>
浄化槽の種類	補助金の額																		
処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>7,000円</u>																		
処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>9,000円</u>																		
処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>12,000円</u>																		
浄化槽の種類	補助金の額																		
処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>11,000円</u>																		
処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>14,000円</u>																		
処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>17,000円</u>																		

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、法第57条第1項の規定に基づき三重県知事が指定した水質に関する検査の業務を行う者が省令第9条の2に規定する定期検査の報告を作成した日から1月以内に、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) その他管理者が必要と認める書類

2 (略)

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請に対し、不交付の決定をしたときは、その理由を示して、四日市市浄化槽維持管理事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、法第57条第1項の規定に基づき三重県知事が指定した水質に関する検査の業務を行う者が省令第9条の2に規定する定期検査の報告を作成した日から1月以内に、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類

2 (略)

(交付の決定)

第6条 上下水道事業管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 上下水道事業管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請に対し、不交付の決定をしたときは、その理由を示して、四日市市浄化槽維持管理事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 管理者は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後は、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 管理者の指示に違反したとき。

(2)及び(3) (略)

(補助金の返還)

第9条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の評価)

第10条 管理者は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 (略)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほ

(補助金の交付)

第7条 上下水道事業管理者は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後は、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 上下水道事業管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 上下水道事業管理者の指示に違反したとき。

(2)及び(3) (略)

(補助金の返還)

第9条 上下水道事業管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の評価)

第10条 上下水道事業管理者は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 (略)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほ

か、この規則の施行に関し必要な事項  
は、管理者が別に定める。

か、この規則の施行に関し必要な事項  
は、上下水道事業管理者が別に定める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書兼請求書

(記入日) 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

申請者（浄化槽管理者）

住所	〒 四日市市 (浄化槽設置場所と同じ)	
ふりがな		印鑑
氏名		
電話番号		

四日市市浄化槽維持管理事業補助金の交付を受けたいので、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請に係る事務を行うため、四日市市上下水道事業管理者が市の保有する私に関する個人情報（住民基本台帳情報、浄化槽台帳情報）を利用することに同意します。

また、補助金の交付決定後はその決定額を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 円

2. 補助金振込口座（口座振込申出書） ※申請者本人の口座に限ります。

金融機関名	銀行 信金 信組 農協									
支店、支所名	支店 支所									
預金の種類	1. 普通（総合）			2. 当座			3. その他			
口座番号										
口座名義 (カタカナ)										

3. 関係書類

- (1) 省令第9条の2に規定する定期検査の報告の写し（浄化槽法定検査結果書(法第11条)）の写し
- (2) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類（指示を受けた場合のみ）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則第4条の規定は、施行日以後に定期検査を受検した事業について適用し、同日前に定期検査を受検した事業については、なお従前の例による。

(上下水道局生活排水課)